

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和4年10月21日（金曜日）

開 会 午前 9時59分

閉 会 午前11時47分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長 松 尾 茂

副座長 織 田 伸 一

委 員 金 岡 貴 裕

// 柏 佳 枝

// 飯 山 勝 彦

// 吉 田 修

// 金 谷 幸 則

// 押 田 大 祐

// 大 島 満

// 谷 口 寿 一

// 高 道 秋 彦

// 橋 本 雅 雄

// 村 石 篤

4 欠席委員 1人

委 員 高 田 真 里

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	笠間 信行
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	恒川 貴志
庶務課主査	竹下 哲矢

6 協議結果について

1 クレジットカードの使用について

今後、詳細なルール決めを行うことを前提に、クレジットカードの使用を認めることについて全会一致となった。

2 見積書等の取扱い及び業者への支払いについて

会派 誠政提案の本案件については、次のとおり、2つの項目に分けて協議し、採決を行った。

(1)「会派内の複数の議員で視察等を行う場合に、参加人数分の見積書等を1つにまとめることができるようにする」については、全会一致となった。

(2)「視察等の実施前であっても旅行会社等に切符等の代金を政務活動費から直接支払うことができるようにする」については、意見の一致を見なかった。

3 広報費（広報誌の発行）について

前回の協議に引き続き、改めて各会派の意見を確認した。その中で、このままずっと何も決まらないのであれば、政務活動費を使った広報誌は出せないこととするといった意見が出され、意見の一致を見ず、継続審査となった。

4 海外視察について

富山市議会自由民主党提案の、「一定の要件を満たす場合に海外視察を認める」については、現行の指針でも各派代表者会議の決定を経て海外視察を行うことができる規定となっており、改正は不要といった意見があり、意見の一致を見なかった。

5 私有車の利用における県内移動に伴うガソリン代について

提案者の富山市議会自由民主党から、県内移動に伴うガソリン代を支出する際の要件として、①視察の場合に限る、②富山市役所を出発し富山市役所に戻ってくる場合に限る、の2点が示された。

その上で各会派の見解を確認したところ、公私の区別がつきにくいことから反対といった意見があった一方で、継続して協議するべきといった意見もあったため、継続審査とすることについて採決を行った。

採決の結果、賛成多数で継続審査とすることとした。

6 県議会議員との共催の市政報告会について

日本共産党提案の、「県議会議員との共催の報告会も市政報告会として認める」については、政務活動と政党活動等との線引きが難しいといった意見が多数あり、意見の一致を見なかった。

なお、本案件については平成30年度から毎年、同趣旨の内容で日本共産党から提案され合意に至っていないものであることから、これまでの提案と何が違うのかを含めて説明するよう座長が提案者に求めたところ、提案者から、これまでの提案と特に違いはなく今回全会一致とならなかった場合は諦める旨の発言があった。

これを受けて座長から、議論を行うことの重要性は認めつつも、少なくとも同任期中は、新たな提案がある場合などを除き、全会一致とならなかった案件の再提案は控えられるたいとの見解が示された。

7 会議の概要

座長 ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

 本日は、高田委員から欠席との連絡を受けております。

 本日の議事録の署名委員に、吉田委員、高道委員を指名いたします。

 それでは、これより協議事項に入ります。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 本日は、まず前回の検討会で継続審査となった3件について協議を行い、その後、今年度提案された運用指針上の課題の残りの3件について協議を行います。

 それでは、協議事項の1番目です。クレジットカードの使用についてであります。

 前回の検討会では、私のほうからこれまでの議論の経緯を踏まえ、他都市の事例なども示しながら論点の整理を行い、案をお示しいたしました。

 その上で協議を行いましたが、一度会派に持ち帰りたいとの御意見もあり、継続審査としたところであります。

 それでは、改めて各会派の御意見を聞かせていただきたいと思っております。

初めに富山自民さんからお願いします。

高道委員 前回、座長のほうから課題整理と提案ということで、まず各自が専用カードを利用すると。この意味は、今、政務活動費を取り扱っている口座の専用カードという意味だと思っておりますけれども、そういう形にして、ポイントについては政務活動費のみに使用あるいは使わないとか、またいろんな選択があると思っておりますけれども、そういった形。そして引き落とし日についても、使用日と引き落とし日のどちらにするのかということがありました。うちの会派といたしましては、疑念を持たれるような使い方はまずは駄目だと思っておりますが、座長の提案のとおり、このような形であれば使い方としておかしくないのではないかとということで、うちの会派としてはこれを認めたいと思っておりますので、前向きな方向で進んでいただきたいと思いますと思っております。

座長 ありがとうございます。
それでは、自民党さん。

押田委員 私どもの会派でも、今、高道委員が言われたとおりで、ポイントの扱いをどうするのかと

か、あとは支払い日、引き落とし日をどうするのかという基準日の決定にはまだいろんな調査・検討が必要だと思います。

しかしながら、気魄さんの提案のとおり、インターネット購入のほうが格段に安くなるということがあって、それを使用しないということは市民の理解を得づらくなってしまっているのではないかと考えます。

カードは個人カードなのか専用カードなのかという問題や、いっぱい検討していかなければいけないことがあるとは思いますが、クレジットカードの使用は柔軟に、いわゆる認めていく方向で検討してはいかがかなと思っています。

座長 公明党さん。

柏委員 前回の座長案のとおり、専用カードを作成するというので、全議員が同じカード会社で同じカードを作成することが望ましいという一番分かりやすいのかなと思います。

あとポイントについては、専用カードを作ることによってクリアできるのではないかと考えています。

会計年度の基準日においても、これからルールを明確にしていけばクリアできるのではな

いかと思っています。
以上です。

座長 立憲民主さん。

村石委員 結論から言うと、我が会派は今の段階では○ではなくて△の調査・研究ということになりました。
やはりクレジットカードを使うことについてはいろいろな問題もあって、何か問題が起きれば市議会全体の問題になるということもあるので、現段階では調査・研究ということになりました。

座長 誠政さん。

橋本委員 私は前から使えるという方向で議論を進めるべきだと思っていますし、前回示されました座長案を基に、本当に使用しやすいというか、使える方向に持って行っていただきたいと思っていますが、1点は、カードを作るとか何とかということ先ほどから言われていますけれども、私はクレジットカードを使ったこともないし、あまりよく分からないのだけれども、そんなに簡単に作ることができるものなのか。

それから、先ほど言われた、政務活動費で使っている口座のカードを作るとか、それはどんな意味なのかなと思った。

取りあえず整理していきながら、使える方向に持っていけばいいと思っています。

座長 クレジットカードは、必ず口座とひもづけになっていて、恐らく個々の、今使っている政務活動費の通帳を持っていらっしゃると思うので、そこにひもづけをしたカードということになるという、ただそれだけのことです。

橋本委員 そうということですか。

座長 続いて、共産党さん。

吉田委員 ポイントの扱いが一番の焦点であるわけで、前回から議論してきた中で、専用カードで政務活動費以外にはそのポイントは使わないという担保がきちんとできるなら、前向きに検討してもいいのではないかというのが我々の考え方であります。

いろいろなクリアしなければならない問題はまだあると思いますけれども、その辺はきちんと論議をして整理をすればいいのではないかなと私どもは思っております。

座長 ありがとうございます。
では、気魄さん。

谷口委員 私は提案者なのであれですが、立憲民主さんから使い方で不正が出る可能性があると言われてたけれども、なぜそういう意見が出るのかがちょっと分からないのですが、逆にどういうことなのかを出してもらって、それをクリアしていけば使えるようになるのかなと思います。

座長 政策フォーラムさん。

大島委員 座長案に○で使う方向で、運用については金沢市議会が参考になるのではないかと考えております。

座長 ありがとうございます。前向きな御意見が多かったのかなと思っております。
立憲民主さんも、問題点をしっかりと挙げた上で、それをクリアにしていけばという思いなのかなと感じたのですけれども。

村石委員 要するに、話をしたときは賛成ではないと。課題が多いということですが、×ではないと

ということで、課題を整理しないとという意味です。

座長

今まで議論してきた中で、やはりポイントの私的利用を絶対にさせない方法をしっかりと確立すれば、共産党さんもそのところを強調していらっしゃったと思うのですけれども、座長案として、そのためには専用カードがやはり必要だろうという思いで、政務活動費専用カードの中でポイントを使っていくということで市民に理解を得られる。また、私的利用を絶対にさせないという方向に持っていけるのかなという意味で提案をさせていただいたわけであります。

今、立憲さんの話でいうと、その課題が何かあるのであれば、今挙げていただけたらまた議論できるのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

村石委員

ホテルとかJRの切符が安くなるというのは、どこのクレジットカード会社のカードでも簡単にそういう具合に使うことができるのかということで、私はいろいろ調べてみたのですけれども、なかなかそういうことが書いてないのです。

谷口委員

これは全てが安くなるからと言っているわけではなくて、例えばエアのチケットだとかJRのチケットを取るときに、例えばJRの場合だと2割引になりますよとか、全日空の場合でもパックを使えますよということなので、全てが安くなるということではないので、どのカードだからということではなくて、これは支払い方法をクレジットカードに選択することによって割引になりますよということなので、クレジットカードの指定はする必要はないと思います。それは皆さん統一のものにすることは可能だと思います。

JRに関してはJRカードというものがあって、それを使えばより安くなることはありますけれども、それはJRに限ったことなので、そこにこだわる必要はないのかなと思います。

村石委員

参考までに、今、谷口委員が言われたことの根拠となるものを委員の方に示していただければ助かるのですけれども、座長、どうでしょうか。

座長

普通に考えて、今はそういった支払い方法によって安くなるというのは、どんなものに関してもあるのではないですか。要は、プラス

アルファというかメリットはあるという意味で。どうですか。

村石委員 私なりにいろいろ調べてもそういうものが出てこないものだから、そういうものがあれば示していただければ、非常に私たちも参考になる、会派としても参考になるということをお願いしたいわけで、一般論を言っているのではなくて、実際にこうこうこうですよと。

金岡委員 村石委員にお伝えしたいのですけれども、さっきから谷口委員もおっしゃっておられるように、JRのホームページで確認されたら分かると思うのです。クレジットカードの会社で調べるから多分出てこないのだと思うのです。

村石委員 分かりました。調べてみます。

議会事務局参事 すみません。補足的によろしいでしょうか。
(庶務課長)

座長 では、事務局から。

議会事務局参事 クレジットカードを使うから安くなるということでは確かにはないのだと思います。多分イ
(庶務課長)

ンターネットで買うと安くなるのだと。その際の支払いはクレジットカードが指定されると、谷口委員も金岡委員もそういう御趣旨の発言なのだろうと思います。

村石委員 インターネットで買えば安くなるのか。

議会事務局参事
(庶務課長) そのときにクレジットカードしか支払い方法が一最近はいろいろとスマホ決済とかそういうものが広がっていますけれども、現金ということではなくて、クレジットカード払いというものが多ということだろうと思います。

座長 今の話で村石委員は、「では納得しました」と言うわけにはいかないという……。

村石委員 持ち帰らせてください。

橋本委員 持ち帰り、持ち帰りだったら全然決まりませんよ。ある程度、今日はこれを話すと言っているのだから、それは会派で話をきて、責任を持ってここで発言していただきたい。何でもかんでも持ち帰っていたら、本当にもうこれはいつになるのかということをおは言いたい。

村石委員 そんなに長く結論が出ないということではないと思いますよ。そういうおっしゃり方をすると。

谷口委員 かからないのだったら、極端な話、暫時休憩して聞いてきてもらえばみたいな話になってしまうから。

この会自身が全会一致という話になっているから、どこかが調査・研究となると、もう何も前へ進まなくなってしまうので。

今、村石さんが言われるのは、課題をクリアすれば〇と言っておられるのであれば、そのまま〇として進めていけばいいと思うけれども。

座長 ほとんどの会派の方が前向きで、ただ、自分としても譲れないのは、ポイントを私的利用させないということで、今、村石委員が言われている問題というのは、今聞いた感じでは、要は、どれだけ安くなるのかというメリットがあるのかというところであって、課題ではないですよ。

課題、問題点という部分でほかに何か思うところがあれば。

村石委員 結局、政務活動費をどの時点で動かすのかと

ということも分かれていますよね。例として出しているところもその議会によって。それも、これがいい、悪いというのはなかなか言えないという面もあるので、どの時点で政務活動費を動かすことができるのか。

予約したけれどもキャンセルすることだってあります。キャンセルしたらキャンセルしたと言ってまた戻せばいいのですけれども、そういうどの時点でお金を動かすのかとか検討課題はたくさんある。たくさんというか、そういうことも検討項目にあると思うのです。ポイントは座長が整理されたように、専用のカードなので政務活動費以外には使えないというのは合理性があるというか、そのとおりだと思うので、決裁をどこでするのかという問題もあると思います。

座長

今おっしゃったのは、会計年度の基準日のことですね。前にも例を示しましたけれども、それぞれの都市でルールを決めていらっしゃるということで、これが正しいということとはなかなか言えないのですけれども、要はそのことについて、富山市としてしっかりとルール決めをすればいいのかなという自分なりの座長としての思いがあって、そのところはどうかというそれだけのことかなと思

っていたのですけれども、ホテルでクレジットカードで支払いをして、その時点でもう政務活動費としての支払いにしてしまうのか、本当に自分の口座から引き落とされる、クレジットカード会社に支払う、それによって領収書だとかいろいろ明細とかを頂けるわけですが、それをもって証拠にしましょうということにするのか、本当に自分の通帳から引き落とされた—それは1か月、2か月後になるのですけれども。そうなってくると、年度末の支払いに関しては、それを考えた上でのクレジットカードの使用にしていかなければいけないというルールだとか、そういったことは様々検討してルールを決めていかなければならないというのは確かにあると思うのです。

要は、今議論していて、クレジットカードの使用に関しては別に反対していらっしゃるわけではないなと思ったのですけれども。

村石委員

いろいろな課題があるということで、×にはしていないので。

座長

細かいルールに関しては、この後いろいろとまた詰めていかなければならない部分は正直あると思っていますので、今、カードに関し

ても、公明党会派からは議員が個々に同じクレジットカード、同じ会社にするべきだという、そのほうが分かりやすく、ポイントも同じですし。同じというのは還元率も同じなので、そうすべきだという意見を言ってくださいましたけれども、以前に会派で統一すればいいのではないかという意見もありましたし、要はそういったことはこの後、また具体的な取決めとして、ルールづくりという部分でしていかなければいけないと思うのですけれども、今の時点でクレジットカードの使用を全会一致で認めた上で、次にそういったルールを決めていってもいいのかなとは思っているのですけれども、村石委員、どうですか。

村石委員 では、座長のまとめに賛成します。

座長 そうしたら、念のためにお諮りしたいと思います。

クレジットカードの使用を認めた上で、細かいことに関しては、この後また様々改めて議論の場を設けて、しっかり議論した上で使用できるようにしたいと思いますし、恐らく即使えるようにはなかなかできないと思いますし、どうしても来年度からを目標にといったやり方にならざるを得ないので、そこまでで

何か本当に重大な問題がもしないと思うのですけれども一あるようであれば、またそこはそこで、村石委員がおっしゃるようによりしっかりと対応していくべきだと思いますので、間違いなく市民の理解を得られる、疑念を持たれることがないという状態の中でのクレジットカードの使用を今後進めていく方向でいきたいと思いますけれども、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

では、全会一致ということで、クレジットカードの使用を認めて、今後の細かい議論をいろいろとまた提案もさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次に行きます。

協議事項の2番目になります。見積書等の取扱い及び業者への支払いについてであります。このことについても、前回の検討会で協議を行いましたけれども、意見がまとまらず継続審査としておりました。

改めて各会派の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

富山自民さんから。

金谷委員

まず、もともとの1番というものですけれども、参加人数分をまとめて見積り、請求書を発行できるようにすると。これは私たちの解釈ですと、みどりの窓口で認めているわけで、これは窓口渋滞への配慮でありますので、これをどんどん全てのほうにまだ拡大するべきではないなというのがあります。ゆえに反対。それと2番ですけれども、事後報告書、支払いのタイミングをちょっと変えるという話だったと思いますけれども、視察ということ自身は、物品の購入とか切符の購入とかという単純なものではなくて、スタートから全部終わって帰ってきて、何か成果があって初めてワンパッケージだというふうに理解をしているわけでありますので、これを切り分けたりすることはできないと思っていまして、支払いごとに事後審査を分けるとか、そういうことはちょっと難しいだろうなと思っておりますし、承認のタイミングもそれでは難しいなという話になっておりますので、基本的には反対だと思っております。

以上です。

座長

自民党さん。

押田委員

業者に対する支払いに関しては参加人数分を

まとめて払うということなのですからけれども、そうすることによって作業は減るというふうに考えていますし、賛成の立場で考えています。○で。

座長 まとめることに賛成と。

押田委員 そうです。

座長 支払いに関しては。

押田委員 支払いに関しては内側の作業になってくるので、それを例えば会派で行った人数で割当するなりできると思いますので、それは内部作業の話ではないですか。今は業者に対する支払いの話ですよ。内部は内部でできるので、業者さんの作業が減るということで認めてもいいのではないかと考えております。

座長 業者の作業というのは、要は事後……。

押田委員 そう。一つ一つ、例えば私たちの会派4人で行ったとして、もし1万円ずつのものを1万円、1万円、1万円、1万円としなくても、4万円でもいいのではないかと。

座長 それだけではなくて、要は事前にというか、契約を結んだ時点で支払いが発生してもいいかということを行っているのですけれども。

押田委員 ごめんなさい。支払い発生是件？

座長 はい。

押田委員 立替払いをせずに……。ごめんなさい、それも賛成です。

座長 公明党さん。

柏委員 今は5番ということですね。

村石委員 そうです。表で言うと5番。

吉田委員 この表の何番がテーマかというのは……。5番でいいのですか。

座長 5番でいいです。

柏委員 運用指針20ページ(5)の事後手続き、調査研究報告書というところに、「旅行日程が完了後、視察「実施報告書」で事後承認を得る」と書いてあるので、全ての日程が終わっ

た後に承認を受けた後の振込という形を取るべきだと考えています。

座長 ということは反対ということ。

柏委員 反対。

座長 そうしたら、立憲民主さん。

村石委員 基本的には、今発言された富山市議会自由民主党と公明党さんと同じような意見で、会派としては明確に反対してということよりも、そういう意見もあるのなら継続して協議していけばいいということで△にはしたのですが、どちらかというところやはり×に近いです。

座長 ×ですか。

村石委員 はい。

座長 では、誠政さん。誠政さんは提案者ですね。

橋本委員 まず、見積書をまとめることに関して、何が悪いのか一つも分からない。
それから支払いのことに関してだけれども、

結局、先ほどから皆さんが言うておられる事後審査。視察へ行って、それで報告書を書いて、事後審査がオーケーならいいよという感じなのだけれども、そのときに業者にまとめて払ってもいいのかという。結局、業者に払うのを前もって払うのではなくて、そこまで待ってもらってそこで払ってもいいのかと。今皆さんが問題にしているのは、私たちが立替払いしなければならないと。後から払うよということが初めに問題になっているのだけれども、今の皆さんの言い方では、公明党さんもそうだけれども、報告が終わって事後審査が通れば、それは払ってもいいのだったらまとめて払っていいのではないかなという思いがある。

先日、みんな後払いしているのかということを知りました。そうだとされたけれども、私の意味とすれば、例えば事務員費、コピー代、そんなものも全部議員が立て替えて後払いしているのかと。そうしたら、それは何でかということをおある議員に聞いたら、それは会派の支払いだからだと。会派統一の支払いだからだと言われる。

すると、私らみたいな小さい会派だったら、会派全員が行く視察は会派の支払いなのです。だから、そこで何が悪いのかなと思った

のだけれども、ただ1つだけ、先日座長と話していたら、やっぱり領収書をつけて何ぼやということをおっしゃった。

それともう1つ、今クレジットカードの問題も出てきたけれども、私はクレジットカードも一ちょっとごめんね、戻るようだけれども、クレジットカードは使用日で決定すべきだと思っている。

すると、クレジットカードの使用日で決定していったら、それは領収書も支払ったという証拠も何も無いけれども、払えるということになるのです。

だから、そういったところでまた矛盾が起きるし、私は行ったとか行かなかったとか、キャンセルだとか何とかと言って、それは結局は議員がしっかりとやればいい話なので、何でもかんでもルールで縛っていくのではなくて、もう議員はちゃんと分かっているのですよ。それを、こういうルールをつくらなかったら議員はごまかしますよと言っているようなもので、私らはとにかくもうごまかさないと。何でも市民に説明することができるよということで進めていくべきだと思っているので、いろんなことを簡素化するとか、やりやすいようにするべきだと思っております。

座長 次、共産党さん。

吉田委員 誠政さんの提案で私はいいのではないかと思います。認めるという方向で問題ないと思う。

座長 ○で、後払いしなくてもいいということですね。

吉田委員 そう。

座長 次、気魄さん。

谷口委員 ○です。今ほど指針にあるからという話だったのですが、指針を変えるための会合をしているので、ここに書いてあるからこれでやっていくというのだったら、この会合はそもそもなくなってしまっているので、それはどうなのかなと思います。○です。

座長 政策フォーラムさん。

大島委員 私も○で考えていたのですが、後ほど出る、例えば海外視察ということが、大きな何十万円とか100万円という金額が出てきたときに、それにきちんと対応するために、立て替えるのは大変だということも出てくる

かもしれませんが、ちょっと完全な〇ではなくなりまして、少し調査・研究をさせていただきたいと思うようになりました。

座長 全て皆さんの御意見を聞かせいただきました。今までどおり全会一致をもってという方向で進めたいという思いもありますので、賛成の方、反対の方がいらっしゃるかもしれませんが、全会一致ではないので、今回このことについては見送りたいと思います。

谷口委員 これは見積りの件も支払いの件もごっちゃで全部一緒にやっていくのですか。切り離してやっていくわけではなくて、全部一緒にやっていくということ？

座長 見積りをまとめるということ、要は支払いをまとめるということですね。これは整理しなければならなかったですね。要は、支払いでの請求書をまとめたものということで、結局コピーを個々につけることになるということですよ。それを認めるかどうかということだと思っておりますけれども、領収書に関しては、あえて事務手続として明確にするために、個々にそれぞれが分けてということは大事な事かなとは思っております。

ども、請求に関しては、まとめて支払って、それをコピーに一要は事前審査につける部分ですけれども、やっぺいらっしやる会派はおられますか。

皆さん、請求の時点から個人の請求書を発行してもらって、それに基づいて支払って、領収書もそれぞれ、結局個人でということにしているということですか。

(「はい」と発言する者あり)

座長 ですよね。このことについてはどうですか。要はまとめてコピーを個々につけるという意味でいいですか、提案者の橋本さん。領収書もそういう意味ですよね。

橋本委員 そのほうがすっきりすると思う。

座長 報告書等はもちろん個人で出されることになるので、そこにコピーをつけていくということですよ。

吉田委員 今のは2番の話？5番？

座長 5番です。

吉田委員 2番はまだやっていないですよ。これからですよ。

(「2番はもう終わりました」と発言する者あり)

織田委員 今の話、5番、2番と言っているのは、前回の会議のときに資料としてつけられた、会派誠政さん提案の補足資料の中に①と②というふうに分けてある、この①と②に分けて今話をしているし、それから座長のほうも、①と②に分けて賛成、反対、〇×はどうですかというお尋ねをされていたということ。

座長 今、自分があえて分けなかったのは、要は直接払いに絡む、そのためにまとめるという意味合いが強いのかなと思ったものですから、まとめて議論をさせていただいてたのですけれども、後からお話ししたように、請求書も会派でまとめて、恐らく個人の名前もそこに記載すると思うのです。領収書に関しても会派としてまとめて支払いをして、同じものを領収書として、当然議員の名前は記載しないといけないとは思いますが、それを単独で議論したほうがいいのではないかと谷口委員から意見があったものですから、改め

てお尋ねをしているところではあるのですけれども—今、指針上では何か分かりますか。そのことについては触れていないということですよ。ちょっと自分はそこまで把握していなかったのですけれども、請求書、領収書をまとめるということに対して、それを決めるのであれば、新たにそれを指針に追加するということになっていくのだと思うのです。

村石委員

今の話は、ここに書いたように、協議結果、令和4年6月28日、〇と書いてあるのです。この一覧表に〇と書いてある。だから、基本的には、あのときの協議では、運用指針を触らなくてもやれることですよ。と言って決めていたような気がするのですけれども、違うのですか。

座長

指針の47ページに領収書受領に当たっての留意事項とあるのですけれども、請求書、納品書にも準用するということが既に記載してありますね。

谷口委員

書いてあるね。

座長

書いてありますね。ごめんなさい。自分もそこら辺をしっかりと調べた上で議論を進めれ

ばよかったのですけれども、そのことについては今現在も認められているということで。

村石委員 もう終わっていると思います。

座長 すみません。

議会事務局参事 特定の議員が専用使用する場合はこれでいい
(庶務課長) という。会派名というのは共同使用の場合で
2パターンあるということです。

谷口委員 「ただし」というところだろう。

議会事務局参事 そうです。
(庶務課長)

谷口委員 「ただし」のところでクリアできるということ
とだね。

議会事務局参事 その「ただし」がどこまでを言うのかという
(庶務課長) ようなことです。

座長 そうですね。でも、これ以上のことはないと思
いますので、大丈夫だと思うのですけれど
も。

織田委員

先ほどうちの会派から、この部分についても認めるべきではないという旨の発言をしたのですけれども、47ページの領収書チェックシートの中にある②というものの下のほう、※の「ただし」というただし書のところ、「ただし、2人以上で鉄道賃をみどりの窓口で一括して購入する場合に限り、会派名のみの記載でもよい」という指針に現在はなっているということで、領収書等の発行のときに、基本的には各個人の名前で発行するものであるけれども、みどりの窓口を混雑させるのはいかななものかという話の中で、この場合に限り各個人ではなくて会派名にしましょうという話の経緯があったと聞いております。今の話はこの部分です。

谷口委員

確かに今、織田委員が言われたように、「みどりの窓口で」と書いてあるので、これはみどりの窓口だけ今は認められているということなので、逆に言うと、みどりの窓口が認められているのであれば、旅行会社でも認めていけばいいので、これを「みどりの窓口等」という役所的な書き方にすればできるのではないかなと思うのです。当然この指針の変更は必要だと思うけれども、そういうふうにしていけばそれでいいのではないかなと思うけ

れども。

座長 要は、このことについては議論されて、こういった方向で結果として出ていることだと思うのです。

それで今、「等」という言い方をされましたけれども、指針にそういったものを加えることによって、いいのかなと思うのですけれども、そのことについて御意見はありますか。いいですか。

村石委員 そのとおりでいいと思います。

吉田委員 これを改正するのだったら、みんなで〇ではなくてもいいのではないですか。「等」にしくなくても。

谷口委員 そうそう。「等」も要らないのだけれども。「2人以上で購入の場合」でいい。

吉田委員 誠政さんが出されているように、会派名だけではなくて、2人分、3人分という誰の分だということが請求書でも見積書でも領収書でも分かればいいのですよ。まとめて2人、3人分を請求する。その内訳と議員名がちゃんと書いてあればね。みどりの窓口が混雑する

からというのは、これはちょっと中心問題がおかしいな。

座長 共通の理解として、しっかりと領収書だとかは個人名は絶対に必要になるからね。

吉田委員 個人名が特定できるように書いてあればいい。

座長 そうしたら、それでよろしいですか。大丈夫ですよ。

村石委員 5番は全会一致ではないのですよね。

座長 そうです。ちょっとイレギュラーになって申し訳なかったですけれども、要は、会派でまとめた請求書、領収書に関しては、少し限定している感じではあるのですけれども、今現在も指針上では認めていますし、それを認めた上でいいのかなと思ったのですけれども、反対意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それとは別に、直接払いをするということに関しては全会一致というわけではなかったので、これに関しては今回は見送らせていただ

きます。却下という形で決めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ありがとうございます。

では、次に協議事項の3番目に行きます。広報誌の発行についてであります。

前回の検討会では、自由民主党さん提案の4番と日本共産党さん提案の6番について、一括して協議を行いました。

その中で共通のひな形を作成してはどうかとの意見があった一方で、広報誌はそれぞれ会派の独自性やセンスが表現されるものであるから、様式を画一的にすることは反対という意見もありました。

その上で会派に持ち帰りたいとの御意見もあって、継続審査にしたところであります。

改めて各会派の御意見を聞かせていただきたいと思います。

富山自民さん。

飯山委員

うちのところでは今の提案には反対はしませんが、ただ話をする上で、どこまでが賛成でどこまで反対、どこまでがまずいという話をするためにも、何かたたき台を1枚、例を何

かつくって1回話をさせていただいたら、もうちょっと分かりやすくなるのではないかなという意見になりました。

以上です。

座長 自民さん。

押田委員 今言われたとおり、たたき台をつくれればもっと分かりやすかったかなというのは深く反省するところだと思います。

政務活動費の不正等があったから大分この話をやっていますけれども、永遠に決まらないことだと思うのです。何か一步譲らないと、いや、オリジナリティーだと線引きは非常に難しい、パターン化すると、今度は市民に分かりづらいと。そうしたら、もう永遠に政務活動費を使った広報誌は作れなくなると思うのです。そこのところをお互いに少しずつ譲り合うことが必要なのではないかと考えて、フォーマット化してパターン化すれば、顔のサイズも決まる、どういうものが出る、意見も出る。こういったものだったら出るというのが一番いいのだと考えて提案をさせていただきました。

改めてもう一度譲り合って御審議いただければ幸いです。以上です。

座長 公明党さん。

柏委員 公明党会派としては、現時点では全会派統一したもので作るというのはとても大変かなという思いはあります。

でも、もし皆さんでいろいろ協議して、本当にそういう方向に持っていくほうがいいと思う形であれば、公明党会派としても絶対に反対というわけではなく、また検討していきたいなと思います。

座長 立憲民主さん。

村石委員 基本的には、やはり各会派が広報誌を発行するという事は、議会の活動を市民に広く伝えることなので、積極的にやっていくということで、本当に何か基準をつくるとしたら、本当に大枠みたいなものをつくってやっていくということには賛成です。

ただ、決め決めにかうかうというのは非常に問題があると思うので、今、公明党さんが言われたように、実際にどうするのかということをお話しながら発行していくということで進めればよいと思います。

座長 誠政さん。

橋本委員 まず、ひな形をつくれとかと言っているわけではないのだけれども、やっぱり話合いの中で、一旦何か形みたいなものを適当につくってもらえたら、挨拶文はどれぐらいだったら適当かとか、挨拶文の中に季節の何とか、時節がどうやらこうやらということを入れてもいいのかとか、そういったことを議論しやすくなっていくのかなと思っています。その中で写真を出してもらえたら、この程度だったらいいよねとか、発行元もきちんとするべきだと思っていますし。だから、私はそういうところだけを決めて、当然レイアウトなんかは皆さん違って当然なので、そういった俎上にのせる上で何か1つ話合いの基があればいいなとは思っていました。

座長 共産党さん。

吉田委員 提案者なので、大いに各会派が政務活動費を使って発行すべきだというのが基本的な立場で、私のところの場合は、年4回の定例議会で、2人しかいませんから、2人が必ず30分質問するということを決めています。定例

会でどういう質問をしてどういう答弁があった、ということが大きな議題になったという議会報告に特化した広報誌を作っていますので、そこには選挙だとか政党とか云々は本当に一切入れない。

日本共産党の組織と議会が合同で申し入れたりするということが過去にはあったのですけれども、それも広報誌に書く場合は政党活動とごっちゃになるので、最近は議員団だけで申し入れるという形にしています。旧統一協会の問題は政党とやりましたけれども。そういうことも含めて、それぞれの違いがあってもいいと思うのです。

顔写真も、議会で議会事務局に撮ってもらった質問姿の写真しか載せていないのです。最大で3センチ四方ぐらいの1段のもの。前回は載せませんでしたけど。年度の挨拶は一切載せませんし、そういう点では、私たちは議会報告に特化した広報誌というのを年3回—最近は2回ぐらいしか出していないのですけれども。

ここに書きましたように、私どもは2人だから、A3裏表で十分入るのです。議会報告的なものはね。ところが、8人とか15人とかいらっしゃるところは、とてもじゃないけれども入らないよね。議員の名前や大きさは限

度がありますけれども、写真や議員名が入らないような議会報告なんて誰も読みませんよ。そういう点では、私は、大きい会派は、中身も発行も会派が認めれば、議員個人の市政報告を作ってもいいと。押田さんだったら水橋だから、水橋の駅でまいてもいいというふうに思います。

だから、大いに発行してください。

村石委員　でも、×になっているよ。×になっているから、賛否はどうされるのか言ってほしいのです。

谷口委員　吉田さんは今、6番を言っていたのです。

村石委員　ああ、6番のことを言っていたのですね。

吉田委員　6番

谷口委員　今は4番。

村石委員　今、4番の議論をしている。

谷口委員　基本、一緒なのだけれども。

座長　4番、6番、一緒です。一緒で、前回の議論

をした上での引き続きです。

村石委員 だから、今は4番と6番なのですね。

吉田委員 4番がパターン化ということ。

座長 そうです。今、意見としてパターン化をしたひな形をつくったらどうかという意見もあったということです。

吉田委員 パターン化はしなくていいと思います。それは自由にすればいいと思います。

座長 次、気魄さん。

谷口委員 プラットフォームという言い方はあれなのだけれども、どこまで決めるかというところで、例えば車だったらタイヤが4つあって、ハンドルがあって、ブレーキがあってみたいな感じを取りあえず決めるのか、スポーツカーにしたら駄目だよというところまで決めるのか、4輪にしたら駄目、FFだったらオーケーとか、そういう決め方、どこまで決めるかだけなので、例えば広報誌を車というものにみなして、ある程度のざっくりというところまでは統一できるかもしれないけれども、細かく

仕様まで決めるというのはなかなか……。それも含めて私は〇ですけれども、今後、皆さんで形を決めていけばいいのかなと思います。

座長 政策フォーラムさん。

大島委員 一定のルール決めには賛成します。

座長 今の皆さんの御意見を聞きますと、共産党さんは自由にとこのような言い方をしているんじゃないかという考えかなと皆さんの声を聞いて思いました。それは間違いないですよ、皆さんの意見。共産党さん以外はみんなそういった御意見だったかなと思っています。

押田委員 先ほど飯山委員からたたき台という話が出てきて、はっと思ったのですけれども、これは本当はデザインパターンが決まれば、紙質とか厚さとか一昔、ちょっと厚めのもので印刷したのではないかという議論もあったではないですか。紙質によって印刷代金は幾らから幾らまでと、そういうことまで決めていかないと、多分これは絶対にまとまらないと思う

のです。

そうしていかないと、訴訟の問題だって、こういう広報誌に関してはまだグレーゾーンなのです。例えばこれはパターン化したからといって、それで全部クリアになるわけでもないのです。

そういったところも議会事務局にいろいろ調べていただいて、資料も頂いたと思うのですね。そこら辺も本当は裏にあるということで考えた上でいかないといけない。

そうなってくると、吉田さんには非常に申し訳ないけれども、オールフリーにしたときに、また富山市議会で意図せぬ不正という形を問われた場合、大変なことになると思うのですよ。

もし、逆にこういう形で認められないのだったら、広報誌は出さないと決めてしまったほうが、よっぽどあっさりしていいのではないかと。

自分たちでパターンを出したほうがいいと言いながら、それが結局まともらずに、また次も持ち越しという形にするのであれば、いっそのこと広報誌は駄目だとしてしまってもいいくらいだと思います。

ちょっと飛躍するかもしれませんが、考えとしては。

座長 かなり先ほどと違った意見に転換された。

押田委員 だって、このままこの議論を何年間一はっきり言って6年間やっているのですよ。私が当選したのは今から6年前の11月6日です。それ以降ずっとやってもまとまっていないのです。

何でかといったら、やっぱり自由にしましょう、いや、パターン化なら認めましょうと。全然決まらないまま6年間議論をやっていること自身が、譲り合いがないと言えば譲り合いがない。

先ほど谷口さんも言われたではないですか。変えることをしないのであれば、この会の存在価値もないのです。でも、絶対に変わらないと。6年間やったけれどもお互いの意見がずっと変わっていないのであれば、もう議論するまでもない。その項目自身なくしてしまったら議論をしなくて済むと思うぐらいです。改めてになりましたが。

座長 この後しっかりともう1回細かいところまでたたき台をつくって議論していくのであれば、分科会のような形を立ち上げた上でやっていく必要があるのかなということは前回も申し

上げさせていただきました。今言われたような使用を認めないということはなかなか言えないと思うのですけれども、要は、指針では当然、みんなで議会としての線引きをして基準にのっとって政務活動をやっていきましょう、調査・研究していきましょうというものであるのですけれども、残念ですが、広報誌に関してはそれぞれが責任を持ってやってくださいと。そのどっちかなのだろうと。前回は同様のことを申し上げましたけれども、要は、今、押田委員が言われたことはそういうことなのかなと。それぞれがしっかりと責任を持ちなさいということをおっしゃりたかったのだなと思ったのですけれども、よろしいですか。

押田委員 はっきり言って、それで出せるか出せないかとなって、出せていないというのがほとんど現状だと思うのです。一部出されたところもありますけれども。

座長 ごめんなさい。政務活動費を支出しないということですね。自分もそうですけれども、常に自費で出しているのです。

押田委員 政務活動費で出した……。座長が言われたの

は、個人で出されていると。後援会とか党とかで出されているということでしょう。

政務活動費を使って出すということについて、これだけでもめて一步も譲り合いがないのに。一步たりとも譲っていないのですよ、はっきり言えば。6年間この議論をずっと続けたままなのです。

座長

いや、譲る、譲らないという問題ではないと思うのです。それぞれ思いがあって、先ほども申し上げましたけれども、どちらにするのかということなのです。皆さんの意見は、ひな形、たたき台をつくって、しっかり議論を進めて継続していきましょうということが大半だったのかなと思うのですけれども。

押田委員

ちょっとナーバスになり過ぎているのかもしれませんが、例えばそのひな形をつくるのに、この会の予算はあるのですか。それとも政務活動費でつくればいいのか。それともフリーハンドでこんな感じというふうに出せばいいのか。

政務活動費は、本当はこういう市民に知らせるための広報を作るのにしても、それを調査・研究するのだったら、本当は政務活動費を使っていいはずなのですよ、私の頭の中で

は。それも何も認めていないまま、ここで意見がまとまらないからたたき台を出しましょう。たたき台を出す。いいことだなとすごく思ったけれども、では、それはどうやって、フリーハンドで、パソコンか何かでこんな感じというふうにしたら、またそこで同じ議論が多分出てくるのです。

こういう話をずっと続けると、消耗戦になるというか先送り合戦になるというか、それで6年間ですよ。

何となくちょっと心が折れそうな。せっかく市民に向けて広報誌が出せればいいなということで提案したものが、ことごとく、A4かA3か知りませんが、厚さも分かりませんが、否定とは言いませんが、思いが違い過ぎる場合は、果たして政務活動費の使用基準に置いておく理由すらなくなってしまうのではないかということを示したかった。

谷口委員

そもそも、さっき押田委員から6年前の不正の話が出たから言うのですが、自分も不正をして辞めた立場で偉そうなことは言えないのですが、そもそも市政報告書の内容とか、そういうことではなかったのですよ。要は、出したと言って出していかなかったり、水増しし

たりとかという不法行為のことを言われていたのであって、本質としてはそもそも広報誌の内容のことを言っていたのではないということなのです。私は吉田委員と一緒にいただけども、議員としてやっぱりしっかりと広報誌を出して報告していくことも議員活動の一つだと思っているので、それはできるように、どこに落とすところをつけるか。それは押田委員が言われるように、その形をつくるために今言っているので、100かゼロかと言ってしまったら、なかなか難しいのかなと思います。

押田委員

今の谷口さんの意見の中でちょっと補足をさせていただければいいのですけれども、その後の議論の中で、本人の顔イラストが入っていた、自宅が書いてあった、これは広報誌として正しいのかどうか、いや、これは単なる議員の後援会だよりと変わらないのではないかという意見も、実はその後の議論に出てきたわけなのです。

確かに言われる水増しだとかもいろいろありましたけれども、その後の話も実は4年分しっかり意見がかみ合わない状態が続いたという現状もあります。

谷口委員 それも含めて決めていけばいいのではないかなと思うけれども。

村石委員 まず押田委員のお話の中で、何もまとめてこなかったというのは、それは言い過ぎだと思うのです。

運用指針をつくって、その運用指針に基づいて各会派が責任を持って広報誌を発行していたという事実が1つあるということは、やっぱりみんな理解する必要があると思うのです。

ただ一方で、多くの訴訟が起きているのです。要するに、内容とか写真とか、どんなものが書いてあるとか。事務局からも裁判例を出していただきましたけれども、最近でいうと、昨年の7月に仙台市議会の関係で4,800万円余りの返還を命じました。しかし、市も各会派も今控訴していますけれども、要するに、本当に訴訟が起きている。その中には面積割、これだけの部分が必要以外のものを掲載していたから、その分は返還しなさいという判決もあるし、極端に言って、裁判所としてもそんな範囲なんて決められないと。そういう意味では2分の1以上は不当利得だという判決もあります。

そういう意味では、私たちはやはりそういう

訴訟の判決の結果なども踏まえて、私たちがなりのルールをつくっていくということは必要だと。

ただし、それをつくったからといって訴えられたときに勝つという保証はないのです。だけど、それは自分たちの中でこれはこういうことでやっていこうということを決めて、積極的に私は広報誌を発行すべきだと思います。

座長

確認ですけれども、これまでの富山市議会としての政務活動費の運用に関しては、裁判にならないように努力していきましょう、なるべくしっかりと理解を得られるように努力しましょうという中で政務活動費のあり方検討会をやらせていただいているという現状がある中で、今まで広報誌に関していろいろな意見が出てきました。今お諮りしてもいいのですけれども、結局はひな形についても、誰がつくって、誰が責任を持ってやっていくかという部分で、非常に難しい部分があるなということをもっと今、自分の中でも感じているところでもあります。できる限り、みんなで線引きをしっかりと決めて、今、村石委員も言いましたけれども、それが裁判、訴訟にならないということをはっきりとは言えないという部分の広報誌の難しさというものがすごくある

なと思っています。

ただ、今までの皆さんの意見を踏まえた上で諮るしかないのかなと感じているので、諮らせてもらってもよろしいですか。

1つは継続審査。このことについてのたたき台を基にしっかりと議論をして詰めていくべきだ、継続して議論をしていくべきだということ。それとも、それはなかなか難しいので、それぞれの会派が指針にのっとった形で統一した見解でやっていくというのは大事なことではあるけれども、このことについては各会派がしっかりと責任を持ってやらざるを得ないということの、そのどちらかなのかなと思うのです。

ということで、まず、この後もしっかりと継続して審査をしていくべきだと思う方の挙手をお願いします。

村石委員 ちよっともう1回整理しないと。

座長 要は、継続して議論を深めていく。その中には、ひな形、たたき台をつくって、これはこうではないか、写真は何センチメートルではないか、そういったことを詰めていくことをやるべきではないかということと、それ以外ということとは、残念だけれども統一した見解

が得られないので、今までどおり各会派がしっかりと責任を持って対応していくと、そのどちらかだと思います。

このどちらか以外はないのかなと、今議論していく中で思ったのです。

押田委員 それこそ多分ここにいるメンバーは、会派の後ろのメンバーに聞かないと出せないのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

座長 いや、でも、前回もこのこと、同じような話をさせていただいているのです。

谷口委員 ここには責任を持って出てきてもらわないと。

押田委員 私のところは方向が決まっていますけれども、困っておられるのではないかなと助け舟を出したつもりだったのですけれども。

橋本委員 その2択はちょっと難しいと思う。

村石委員 私は本当に選ぶのが難しい。

橋本委員 当然、使えるようにするために議論していこうという前向きな継続は、私は全然いいと思

っているのだけれども、それを打ち切ってしまっ
て、今の指針でやろうよと。

でも、この議論のもともとのスタートは、この指針がちょっと足りないからやろうよという話だったような気がするのです。もう完全に議論を打ち切ってしまうのか、継続審査にするかという、その2択はなかなか手を挙げにくいなと思っている。

座長 それは継続審査に値するということになるのではないですか。

村石委員 そういうことになりますね。

座長 結局その方向というか、もし広報誌に政務活動費を使えるようにするのであればというのは言い方がおかしいですけども、統一した基準をもって使うべきだと思うのであれば、この後もしっかり継続して審査をしていくべきだということになるのだろうと思うのです。

村石委員 それだけ問うてほしいのですけれども。

座長 そういうことですね。分かりました。

村石委員 今言われたように、座長は、やはり各会派が

積極的に広報誌を出すようにしていきましよう。そのためには、もうちょっと細かいところも継続して協議して、できるだけ合意できるような中身をつくって出しやすいようにしていきましよう、それで継続にするかしないかを問うてほしいのです。それを問うたほうがいいような気がするのですけれども、橋本委員の言うように、さっき言った2つの中で選べと言われても、後半は使ってもいいということになっているのです。後半は運用指針の中で出してもいいというのになっているのです。出したけれども、皆さん、また評価をするのではないですか。こんなものでいいのか、あんなものでいいのかと言って。そういうことにならないように、もうちょっと継続して細かい中身を協議していきましようという問い方をしていただいたほうが判断しやすいのです。

高道委員

最後に自民党さんが発言された中で、今までずっと議論してきた中で全く結論も出ていないから、もうこれでやめればいいというような結論だったのかなと思ったのですが、それで大丈夫ですか。

押田委員

私らの言っているところは、これは4番と6

番がくつついたような形で議論が進んでいるので、できれば市民のために広報誌を出したほうがいい。だけれども、それでパターン化をせずに、あまりにもオリジナリティーを追求すると、今、村石さんが言われたとおり、評価がされて、出せるだの出せないだのという話を何年間も続けている。そのうちに顔写真のイラストが入っていただの、後援会だよりと変わらないだのという話が出てきて、それからなかなか出せていないのが現状。

そうしたら、パターン化をもう1回改めて出したら、何か出せるようになるのかなというふうに前向きに出したら、いや、絶対オリジナリティーではない、会派の責任でしか出せないという話になって、会派の責任で本当に出せるのかと言ったら、会派の責任で出すのだったら、ここは一体何なのだと。今のこの議論は何だったのだという話になってしまう。それだったら、もう最初からなくしてもいいのではないかと。だって、このままいけば出せないもん。

そうしたら、出されればいいという話になったときに、出したときの会派の責任というものは、すなわちこの会の責任でもあり、市議会の責任になってしまう。そこまで大きな問題が起こっていたから、それだったらパター

ン化しましょうと言っているけれども、議論は進まない。いわゆる堂々巡りなのですよ。高道さん、お分かりいただけましたか。

高道委員 はい。

座長 最初のほうに会派で議論した意見を聞いたときに、要はひな形をたたき台として検討していてもいいのではないかということがほとんどだったと思うのですけれども、今議論していくうちに、またいろいろとそれは難しいような意見が出ました。ただ、そもそも押田委員が言われるのは、要は、運用指針で広報誌の使用を認めないとしてしまえという意見なのですね。

押田委員 あまりにも乱暴だというのは、自分でもちょっと思っています。ただし、6年間一歩たりとも進んでいない。また同じことをやっているということに、本当はあり方検討会として何か決を取らなければならないような気がする。それは一体いつをめどにするのかと。また引き延ばしで、また審議でという話になって、いつ答えが出るのだろう。どこかで線を引きますか。それとも逆に持ち帰って、いつまで

にその答えに従うという形を取りますか。最終的にこれはどうするのだろう。

政務活動費での広報誌の問題に関して、どこかでいつか線を引かなければいけないのではないかという思いが、今、私はちょっと乱暴に言ったような気はしますけれども、6年間進まなかった。新たに追加の懸念も出てきた。結果はどこに出てくるだろうと。

座長

要は、前回から皆さんがどうしたいのかということをお聞きしているわけで、それを各会派に持ち帰って議論してきたはずだと思うのです。

ただ、今またいろいろと委員の意見なり顔色なりを見ていると、なかなか決められないのかなと座長としては感じているのです。

先ほど2択で諮るという言い方をしたのですけれども、そこは座長の思いとして受け取ってもらった上で、会派に持ち帰っていただけたらと思っています。

要は、しっかりと今言っていたように線引きをして、ひな形をつくるなりして、もっと深く決め事、広報誌のルールを細かく追及する、そういった意味での継続をしていったほうがいいのかどうかということです。

ただ、それが訴訟に訴えられないということ

はないということももうさんざん言ってきていますけれども、それでも市議会としてのルールを決めて、それにのっとってみんなで動いていきましょうよという方向なのかということです。

ちょっとくどいようですが、あえて。そこら辺は実際に訴えられているものですから、ちょっと慎重にならざるを得ないという。そこは座長の責任としてもそういったことを感じておりますので、もう1回持ち帰っていただいて進めていくのかどうかということです。

ただ、それ以外であれば、進めないのであれば、結局は各会派の責任で政務活動費を支出してくださいという、それだけのことになってしまうので、そういう意味で自分は2択で諮らせていただいたのです。

でも、持ち帰ったほうがいいですか。皆さんどうですか。

吉田委員 堂々巡りですね。

高道委員 堂々巡りかもしれませんが、極端な話、広報誌を作るのをやめればいいではないかという新しい話も出てきましたので、それも含めて今日の話のを会派でもう1回話してもらったほうが私はいいと思います。

だから、今座長言われた2つの案プラス、政務活動費を使う広報誌は作らないと。

座長 作らないというか、自費でやりましょうという意味です。

高道委員 そう。会派としてもね。

座長 作るのは、みんな作っているの。

高道委員 政務活動費を使うのはやめましょうということを含めて。

押田委員 改めて言いますけれども、まとまらないのも1つあります。6年間やって、手引に書いてあるにもかかわらずまとまらないというのは、もしかしてこの会には何も決定する力がないのかなとちょっと乱暴に思うところがあります。それだったら根本からなくせという話もありますよ。

ただし、先ほどから出ている訴訟に対応できる市議会であるのかということも含めた上での発言だということはお持ち帰りいただきたい。訴訟をされる可能性が非常に高い案件になっていることは、皆さん、今まで事務局から頂いた資料で分かりますよね。そういうリ

スクまで負ってどうしてもやらなければいけないのか。もしくは、政党であったり後援会であったりで自由に出されたほうがいいのか。今座長も言われたではないですか。政務活動費にこだわるからこそ訴訟の問題があり、真面目なことをやっているという意識があるにもかかわらず、リスクが出ますよね。それだったら、あえて市議会はもっと厳しく広報費をやめて、それは議員活動として、政党活動として、自費でやってもいいのではないかと。そういうルールにしましょうという意見も発展的に出たということをお持ち帰りいただきたい。

村石委員

運用指針の24ページに非常にいいことが書いてあって、これに基づいて議長の審査も行われているわけなのですけれども、今、押田委員が言われたことは、どこまでが悪い、どこまでがいいか分からないから、極端な1つの例なのですけれども、全額ではなくて、2分の1の政務活動費の使い方にしましょうということも案としてはあるわけです。2分の1にしましょうというようなこともあって、いろんな方面から検討することは別に否定はしませんけれども、基本的にはやはり政務活動費を使って市民に議会の様子、会派の様子、

議員個人の取り組んだことを伝えるということとは否定すべきではないと思います。

押田委員

それはもう最初からずっと根柢の一番根っこの部分で分かっているのですよ。それをどう表現するかの問題であって、それは最初の基本の「き」の一角から入っているのです。それを今さらここで言ったってしようがない。問題はそれをどう表現するかという話で、印刷物という話が出るわけではないですか。それで進んでいないという話をしないと意味がないでしょう。

座長

しっかり持ち帰っていただいて、2分の1で案分という村石委員からの意見もありましたし、この広報誌というのは当然出すべきものなので、それを自費ですか政務活動費を使うかという、ただそれだけのことなのです。政務活動費を使うことによって様々な訴訟が発生しているといった事実もあるということで、その中で会派としてしっかりと統一した線引きを決めるべきか、そのやり方についてもたたき台をつくってといった意見がありましたけれども、もう一度各会派に持ち帰って議論していただけたらと思いますので、このことについてはここで終わりたいと思います

ので、よろしく願いいたします。

次の協議事項4番目に移っていきたいと思います。海外視察についてであります。

それでは、提案者の富山市議会自由民主党さん、提案理由の説明をお願いいたします。

高道委員

現在、指針20ページの(6)にありますように、原則として海外視察の支出を認めないということが書いてある。ただし、各派代表者会議で決定すれば必要に応じて支出することができるとは書いてありますが、基本的にはしてはいけない、できないようなイメージがあります。

二、三日前でしたか、富山市とスペインの友好を深めるような記事が出ていましたし、また、以前から富山市が海外でやっているいろんな事業もありますけれども、それを私たちもきちんとチェックすることが必要ではないかと思っております。

そして、二、三日前の新聞ですと、実際に訪問団があって行き来したりするようなことがありましたけれども、そういったときに、多分訪問団というのは当局の主宰で、議長、副議長が行くのか、そのメンバーは私にはよく分かりませんが、そういったものについてもっと勉強したいというような議員がい

れば、政務活動費を使って一緒に随行することができるのではないかなということも考えますので、やはりこれからは広く海外にも目を向けながらやるという意味で、海外視察を認めたらどうかという提案であります。

座長 本件について、気魄さんからお手元に配付されておりますとおりの意見が出されておりますので、谷口委員、何か補足も含めて。

谷口委員 対応案の②のところでは当局の同行ということが挙がっていたもので、これを書いたのですが、そもそも同行は必要あるのかという意見であります。

そもそも当局に行ってもらうとなると、その当局の扱いをどうすればいいのか。例えば出張扱いにするのか、当局の職員の分も政務活動費で見るとかいろいろなことが出てくると思うのですが、要は今、高道委員から言われたとおり、しっかりと内容があるのであれば、対応案にある当局の同行は必要ないのではないかという意見です。

座長 それでは、この海外視察について賛成以外の会派からの御意見をお聞きしたいと思います。まず、公明党さん。

柏委員 公明党会派としては、現時点では指針にあるとおり、変更する必要はないと考えております。

様々な社会情勢や不景気の中で、税金を使って海外に行くということを市民の皆さんの目から見てどのように感じるかということもあるので、指針どおりに支出を認めないと考えています。

座長 必要があれば各派代表者会議で決定の上、支出することができるという、それで十分だということではよろしいですか。

柏委員 はい。

座長 次、会派 誠政さん。

橋本委員 私は、海外での市の事業についてしっかりとチェックしていく必要があると思っています。当然、海外の視察についても認めるべきなのだけれども、私が△にしたのは2番です。先ほど谷口さんが言われたように、2番はいかなものかなということで△になっています。

村石委員 当局の同行ですね。

橋本委員 はい、②です。

座長 日本共産党さん。

吉田委員 20ページのただし書きがあるわけですから、各会派とか会派を超えて視察が必要だということなら、全面禁止していないわけだから、全面解除する必要はないという結論です。

座長 政策フォーラムさん。

大島委員 この指針どおりで、時期尚早であります。スペインのサン・セバスチャンに公共交通を選ばれて行くというのは、私もその後、全部ネットで調べましたけれども、路面電車もありますが、サン・セバスチャンというところは食の文化がものすごく高いところでありまして、公共施設よりも、いろんなレストランだとか食文化である程度視察に行くべきような都市でありますので、公共交通でそこを選んだという意味が私はちょっと分からないのです。ですから、そういうことも含めて、例えば市長なり市の団体でそこを選んだ。では、議会としても見ていこうというのは、それこそ観

光で行くようなところでありまして、十分慎重に協議するべきだと思います。

もし行くとすれば、逆に小水力発電だとかいろんなところでもう事業が実質始まっていて、金を出しているところについて行くべきでしょうけれども、それもわざわざ行かなくてもできることがあるのではないかという思いがあります。

時期尚早だと思います。

座長 賛成以外の方から御意見を伺いましたけれども、ほかに何か御意見があれば。

高道委員 当局の同行についてですけれども、今、大島委員から言われたように、今までやってきた事業もそうですけれども、そこに果たして私たち議員だけ行って、現地でどんな説明員がおられるのか、それも含めてなのですからけれども、であれば、それを行った当局の担当者なり一番分かっている人に私たちにその説明をしていただきたいなという思いも含めての同行という意味です。

座長 当局に議員がついて行くという意味ですか。

高道委員 ケース・バイ・ケースだと思うのです。こん

なことをやりましたから、こちらはここへ行きたいのですけれどもといったときに、当局の同行を求めるではないですけれども、したいなということもあります。その逆もあると思います。

谷口委員 条件をつけなければいいだけです。

高道委員 そうですね。

座長 ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、このことについてお諮りしたいと思います。
今、富山自民さんから提案していただいておりますけれども、このことについて賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長 時期尚早という話もありましたけれども、今回に関しては全会一致ではないので却下ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。

次、協議事項の5番目に行きたいと思います。私有車の利用における県内移動に伴うガソリン代についてであります。

このことについては、令和元年度、令和2年度の2回検討を行っておりますけれども、合意には至らなかったものでありますので、そのことを踏まえて、提案者の富山市議会自由民主党さんから、これまでの提案と何が異なるかを含めて、提案理由の説明をお願いします。

金谷委員

今回私どもが提案していますのは、県内の調査・研究に限定をして使用を認めたらいいのではないかと考えています。

単にいろんなところを回ってくるということではなくて、明確にここに視察に行くという目的があってそこに行くときの私有車のガソリン代という意味であります。

県内にもかなり先進的な事例が幾つかあるわけでありますので、義務教育学校であったり、部活動の地域移行であったり、朝日町であったり、南砺市であったり、そういうところに行く際に、もちろん公共交通で行くという方法もあるわけですがけれども、例えば何人かで相乗りで自家用車を使って行って帰ってくるということに関してはいいのではないかなと

押田委員

ちょっと最後まで聞いてください。新しい案を出そうと思っていますので。

例えば1日10キロメートルという形にして、30日あれば300キロメートル。リッター10キロメートルぐらい走るとしたら30リットルをみなし交通費というか、みなし活動費として出していくという形のほうが分かりやすいのではないかとということも検討に加えていただくのはどうでしょう。

そもそも、これが駄目になった理由の中に、支援企業からの意見伺いとか御用聞きとか、そういったものに政務活動費を使っているのは駄目だと。怪しまれるところには使えないようにしないかということで、市議会議員でありながら、市内の活動にはガソリン代を使ってはいけないという話になっていたのですけれども、もうそういったこともないでしょうし、そこを一つ一つ書くより、みなしというものを検討してもいいのかなと。そうすれば、今、市議会自民さんが提案された視察というものを内包できるのではないかと考えています。という意味で、広い意味で〇です。ですから、調査・研究の△も入っているという形になります。

座長

ガソリン代の支出に関しては、今回の見解も

そうですけれども、非常にいろいろ訴訟が起こっているということで、それは何でかといったら、私用的なことも含んでしまっている部分があって曖昧であるということが一番の理由だったと思うので、市内の視察に関してのガソリン代は支出できないことにしましょうということで今現在はさせていただいているという経緯があるということであります。次、公明党さん。

柏委員 公明党会派としては、県内の視察に政務活動費を使うことは考えていないというか反対なのですけれども、もし市民の皆さんに説明責任が果たせる形になるようであれば、また検討していけばと考えているのですが、現時点ではとにかく支出は反対と考えています。

座長 県内は自費で視察するのが当然だということでもよろしいですか。

柏委員 はい。

座長 会派 誠政さん。

橋本委員 視察に関してだけ使いたいということなら理解できるのだけれども、それでは、当然視察

ということで、事前審査、事後報告書をしっかりとつけた上での県内でのガソリン代支出かなと思っています。

ただ1点は、この備考のところを見ていますけれども、1キロメートル当たり37円、これは市ではこうなっているということですか。これが本当に正しいのかどうかということがあります。

リッター20キロメートル走る車だったら1リットル当たりで740円もらえる形になるし、それが正しいのかどうか。当然、車を使っているということもありますからなのでしょうけれども、その辺が難しいかなと思っています。

整理してもらえれば、全然私はいいと思っています。

座長

一応、運用指針37ページの一番上の段の私有車というところに、これは県外の場合になりますけれども、こういった形で今は使われているということで、明確にタクシーのガソリン代、私有車のガソリン代は県内は使用不可ということが、指針に書いてあるということとであります。

次、政策フォーラム32さん。

大島委員 公明党さんと同じような考えですが、反対で、やはり公私の区別が非常につきにくいだろうという心配。当然そういう事件というか問題があって×になった経緯がありますので、反対です。

座長 今御意見いただきましたけれども、賛成の方の意見も含めて何か他に意見があれば。

押田委員 これは多分、大分前の5年半ほど前の話なのですけれども、5年半ほど前に私、調べたことがあるのです。

県内15市町村のうち13市町村は政務活動費での県内の移動を認めているという事実があるのです。最近はどうなっているのか分からないので、新しい案も今出したので、あえてもう1回そこら辺を事務局か何かにお調べいただいて、県内他市町村はどうなっているのかという現状を調べていただいた上で、もう一度考えてもいいのではないですか。これは今すぐどうしても早急に決着をつけなければいけないことではないと思うのです。いかがでしょうか。

座長 今の押田委員の意見について。

吉田委員

私は6月に南砺市の教育長に会いに赤星議員と一緒に分乗して行ったけれども、それで1時間か1時間15分ぐらい懇談して真っすぐ帰ってくると。

金谷さんが言われたように、明確に目的がはっきりしていて一もちろん距離はわかりますよね。基準をどうするのかは、県に準ずるのか、高くない程度。

金沢市に行くのはオーケーだけれども南砺市は駄目だというのは、理屈が合わない。ただ、県内でも富山市以外と。富山市内は当然駄目なのです。そういうふうに、そこは合意ができれば改正したらいいのではないですかね。それと押田さんが言われたみなしはちょっとまずいでしょう。

村石委員

私は、橋本委員の言われたように、ちゃんとしっかりとした根拠、事前審査と事後審査ということがあってしっかりしていれば、お金のことは置いておいて、しっかりとしたものなら不正が起きにくいということで、そうだと思います。

不正が起きやすいということが言われていますけれども、はっきり言って、今私たちが不正をしたら一気に辞職ですから、それぞれの議員が不正をするという確率は非常に少ない

のではないかと思っているので、私はやっぱりこれは支出する方向で、継続して協議すべきだと思います。

例えば学校再編についてもほかの市でやっているところもあるので、そういうほかの市へ行って調査してくることもあるわけだから、私は継続して協議すべきことだと思います。

座長

今、継続して詰めてほしいと。また、市内の支出は認めないけれども、市外であれば認めてもいいのではないかといった意見が出されていますけれども、当然、政務活動費の事前審査、事後審査報告書をつけてね。それは当然のことですけれども、そういったことが発生するということと、目的地が明確になっているということ为前提とした上でという意見だったと思いますけれども、どうですか。継続審査にして詰めるべきだという意見があったのですけれども、皆さん、継続審査に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長

大島さん以外はみんな賛成ですけれども、大島さん、何か御意見はありますか。

大島委員

あくまでも反対で、村石委員がおっしゃったように、これでもし不正を一人でもすればそれで辞職というのは当然ですが、そのダメージというのは市全体に関わってくることで、から大変な問題になるということと、あと、押田委員からおっしゃった、例えばこの場で私案を出すということはふさわしくない。やはり自民党会派でまとめたものをきちんと出していただいて、他の市町村はどうなっているかということとを事前に事務局から資料を求めるとか、ぜひそういうふうにしていただきたいなと思います。

座長

今、大島委員から継続審査にも反対という意見でありましたけれども、このことについての全会一致は必要ないので、大島さん以外は継続審査ということで皆さん挙手されておりますので、これは継続審査で、各会派で持ち帰ってもう一度、大島委員の反対の意見も踏まえて様々議論をして、次回また話し合いたいと思いますので、それでよろしいですか。

織田委員

ちょっと事務局に確認をさせていただきたいのですが、県内視察のガソリン代は不可だよということになってはいますが、県内視察における高速料金の支出というのは現在ど

うなっているのですか。

座長 当然駄目なのではないかな。書いてないかもしれないですね。

織田委員 指針上、どうなっていますか。

座長 恐らく、それも含めた上での議論になりますよね。

議会事務局参事
(庶務課長) 37ページのレンタカーという欄、その次の欄に有料道路通行料及び駐車料金等という欄があります。

これは有料道路が高速道路に当たると思うのですが、そこに書かれているのは、最も経済的かつ合理的な経路、範囲で支出するとなっておりますので、これに該当すれば支出は可能だということだろうと思います。

座長 大事なところですね。これも踏まえた上で持ち帰って議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

自家用車での事故で、ちょっと気になる点があるなということで……

高道委員 うちの会派としては個人の私有車のことにつ

いて書いたものですから、私も言いづらかったのですけれども、例えば、目的を決めて、県外も当然そうですけれども、県内でも南砺市だとか、公共交通を使って行くと少し不便であったり、それから費用対効果を考えたときに安いということであれば、先ほど言ったように、市役所から出発するのであれば、富山駅のレンタカーを借りて、レンタカーで行って帰ってくると。

そのときに、今この指針では、県内のガソリン代を認めないということになるものですから、このまま私たちがやろうとすると、レンタカー代だけは政務活動費で落ちるけれどもガソリン代は落ちないということがあるものですから、その辺も併せて御検討いただければなと思っています。

座長 様々、事故の補償という部分でのレンタカーという意見なのかなと思ったのですけれども。

橋本委員 その場合、1キロメートル当たり37円ではなくて、本当に実費のガソリン代になるね。だから、二段構えの指針になってしまうかもしれないね。
私有車は全く駄目ということはないのでしょうか。

村石委員 それはないのです。

橋本委員 そうすると、二段構えの指針になるかなと。

座長 そのことも踏まえて、また次回、会派の意見を
持ち寄って詰めていきたいと思えます。
ちょっと駆け足になって申し訳ないのですけ
れども、協議事項の6番目、これが最後にな
ります。県議会議員との共催の市政報告会に
ついてであります。
このことについては、平成30年度から毎年
日本共産党さんから課題を提起され、合意に
至っていないものであります。そのことを踏
まえて、提案者の日本共産党さんから、これ
までと何が違うのかを含めて提案理由の説明
をお願いいたします。

吉田委員 今までと一緒にあります。認めるべきだと。
ここに書いたとおりなので、今日駄目だった
ら諦めます。

座長 諦めますと言われましたが、様々議論をする
ということは大事なことはありますけれど
も、せめて同じ期の中で全会一致にならな
かったものをまた上げるようなことは、次回か

らないほうが。新たな提案があれば別ですけども、その辺お願いしたいと思います。

それでは、賛成以外の会派の御意見を端的にお願いします。

富山市議会自由民主党さん。

織田委員

取り下げることもという謙虚な話でありました。うちとすれば、国会議員、県議会議員さんが一緒に来られて、当然ながら様々な話に及ぶわけでありまして、それは政務活動費の範疇ではない部分にも話が及ぶと。そしてまた、会場からの質問なり意見なりも恐らくそういうことになるだろうと。大変線引きが難しいので、これについては反対ということがあります。

座長

自由民主党さん。

押田委員

前と変わりませんが、政党活動というものと後援会活動というものと、議員の活動というものの線引きが非常に難しいということで、残念ながら認めるわけにはいかないと思います。

座長

公明党さん。

柏委員 先ほどからお話ありますが、線引きが難しいということと、政党活動とか政治活動とみなされる疑念があるので反対です。

座長 立憲民主市民の会さん。

村石委員 主催者側は政務活動に関わることだけ意見交換したいと思っても、聞いている人がそれ以外のことを質問したり意見を言ったりするので、政務活動に限ることだけの報告会になるのは非常に具体的には難しいということから△です。

座長 会派 誠政さん。

橋本委員 特段新たなコメントはありません。

座長 政策フォーラムさん。

大島委員 あまりにもいさぎよいので○にしようかと思いましたが、やはり線引きが難しいと思います。

座長 それ以外で御意見のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

座長

ないようですのでこの程度にとどめて、それでは、この提案について賛否を伺いたいと思います。

県議会議員、市議会議員共催の市政報告会について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

2人ということで賛同を得られませんでしたので、この案件は採用しないということで決定をさせていただきます。

それでは、本日の協議は以上で終了とさせていただきます。

次回の検討会につきましては、改めてまたお知らせをさせていただきますので、御了承いただけたらと思います。

それでは、本日は以上をもちまして政務活動費のあり方検討会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

令和4年10月21日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 松 尾 茂

署名委員 吉 田 修

署名委員 高 道 秋 彦